

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 2 9 日

支出負担行為担当官

九州環境局長 番匠克二

1. 工事概要

(1)工事名：令和 7 年度（補正）霧島錦江湾国立公園指宿園地長寿命化改修工事【再々々度公告】

（電子調達対象案件）

(2)工事場所：鹿児島県指宿市東方

(3)工事内容

指宿園地ビオトープ池休憩所屋根外壁等改修、太陽光発電装置新設、排水ポンプ新設、四阿、ポンプ室、公衆トイレの解体工事を行う。

建物概要

ビオトープ池休憩所：木造平屋延床面積：80 m²

四阿：R C 造平屋延床面積：16 m²

ポンプ室：B C 造平屋延床面積：9.8 m²

公衆トイレ：木造平屋延床面積：72 m²

工事種目：建築工事、電気設備工事、機械設備工事

(4)工期：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

(5)本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。

(6)本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記 3. (1)の担当部局に承諾願を提出すること。

2. 競争参加資格

(1)予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下[予決令]という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2)開札時までに環境省における令和 0 7 ・ 0 8 年度一般競争参加資格で建築工事に係る A 等級、B、C 等級又は D 等級の認定を受けていること。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4)平成 2 3 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工

した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る）。

なお、当該工事の実績は、評価点合計が 65 点未満のものは除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成 23 年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

1) 【同種工事】

新築・増築又は改修のいずれかの建築一式工事の実績。（500 万円未満の軽微な工事は除く）

(5)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。

1)一級若しくは二級建築士又は 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・[建設業法第 7 条 2 号イ、ロ又はハ]に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第 7 条の三及び国土交通省告示第 1424 号（平成 14 年 12 月 16 日）参照）

2)平成 23 年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事の経験は、評価点合計が 65 点未満のものは除く。

3)監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6)競争参加資格確認申請書（以下[申請書]という。）及び競争参加資格確認資料（以下[資料]という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 1. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照。）

(8)入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）

(9)九州環境局内に建設業法に基づく建築一式工事の許可を受けた本店、支店又は営業所を有すること。

(10)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11)以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3. 入札手続等

(1)担当部局

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2 - 1 0 - 1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階

環境省九州環境局総務課

電話番号：096-322-2400

電子メール：KYUSHU_KAIKEI@env.go.jp

(2)入札説明書等の交付期間、場所及び方法

1)入札参加希望者は、電子調達システムより必要な件名を選択し、掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

電子調達システム URL：https://www.p-portal.go.jp

なお、入札の見積に必要な別冊図面及び仕様書等も同様に入手すること。

2)入札説明書等の交付期間：令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）から令和 8 年 1 1 月 9 日（月）まで

3)やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（DVD 等）を上記(1)の担当部局に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。

(ア)持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。受付期間は令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）から令和 8 年 1 1 月 9 日（月）までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日、以下[休日]という。）は除く。

受付時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時から 13 時を除く）まで。

(イ)郵送による場合は、必ず事前に上記(1)まで電話連絡の上、上記(1)に記録媒体、切手を添付した角 2（A 4 判用）返信用封筒（宛先を記載すること。）を送付すること。なお、交付期間内に到着しなかった場合は、入札説明書の交付は行わない。

(3)申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子調達システムを用いて提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下[郵送等]という。）すること。

以下、郵送等については、期日までに送付（必着）すること。

電子調達システムによる提出期間：令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）から令和 8 年 1 1 月 9 日（月）までの休日を除く毎日、受付時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

郵送による提出期間：上記 3（3）1）に同じ

(4)入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。入札書提出

期限は次のとおりとする。

- 1)電子調達システムによる入札の締め切りは、令和8年11月24日（火）9時59分
- 2)紙により持参の場合の締め切りは、令和8年11月24日（火）9時59分
提出先は上記3（1）に同じ。
- 3)開札は、令和8年11月24日（火）10時00分九州環境局入札室において行う。

4. その他

(1)手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金及び契約保証金

1)入札保証金：免除。

2)契約保証金：納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁九州環境局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(3)入札の無効

1)公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2)無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

3)契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において2.に掲げる資格のないものは競争参加資格のないものに該当することとする。

4)工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は入札を無効とする。

(4)落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。また、低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第35条第1項中[10分の4]を[10分の2]とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

(5)配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6)専任の監理技術者の配置が義務付けられる工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)

(7)契約書作成の要否：要。

(8)本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無。

(9)関連情報入手するための照会窓口：3.(1)に同じ

(10)一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(3)により申請書及び資料(以下[申請書等]という。)を提出できるが、競争に参加するためには、入札書の提出期限の前日において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11)申請書等の内容のヒアリング

申請書等の内容のヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12)申請書等に対する留意事項

競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認められる場合などの申請書等の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

(13)本工事は、申請書等及び入札を電子調達システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

電子調達システムURL：<https://www.p-portal.go.jp>

(14)詳細は入札説明書による。

以上